

人材紹介契約書

株式会社SHINAINU（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙が甲に対して行う人材の紹介に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

- 甲は乙に対して、次の各号に定める業務（以下「本委託業務」という）を委託し、乙はこれを本契約有効期間中、必要に応じまたは甲の求めに基づき、甲のために実施するものとする。
- ① 甲が求める人材の紹介
 - ② 人材計画の立案・遂行に関する助言
 - ③ ①および②に付随する業務

第2条（紹介の依頼）

- 甲は、本契約有効期間中、乙に対して、雇用契約、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約（以下「雇用契約等」という。）の締結を希望する人材の条件（雇用契約締結のあつせんの場合には職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件を含む。以下、これらを総称して「紹介条件」という。）ごとに、紹介条件を明示する文書（以下「求人票等」という。）を書面、または、電子メールを利用する方法により交付して、人材の紹介を依頼する。

第3条（紹介の内容）

- 乙は、紹介条件に適合可能性がある人材（以下「候補者」という。）のうち、甲と雇用契約等を締結する意思があり、かつ、甲の社風等紹介条件以外の条件を加味して乙が適切と判断した人材を、甲に対して紹介する（以下、甲に紹介した人材を「応募者」という。）。

第4条（選考）

- 甲は、乙が前条により紹介した応募者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者と雇用契約等を締結する。この際乙は甲に選考について適宜必要なアドバイスを行い、その他の支援を行うものとする。
2. 甲は前項に基づき応募者と雇用契約等を締結することを決定した場合、乙に対して、雇用契約等を締結することを決定した事実を確認する書面（以下「契約締結確認書」という。）またはこれにかわる文書を交付することとする。

第5条（甲の義務）

- 甲は、本契約の有効期間中および本契約終了後も、乙に対して通知をすることなく、応募者と直接連絡をとり、または応募者と雇用契約等を締結してはならない。ただし、甲が雇用契約等を締結した者に対する連絡については、乙への通知は不要とする。
2. 甲は、乙が紹介した応募者について、既に他の手段により応募があつた場合には、直ちに乙にその旨通知しなければならない。また、甲は、乙が応募者を紹介した後に、当該応募者について他の手段により応募があつた場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱わなければならない。

第6条（契約条件の確認）

- 甲は、第4条第1項に基づき応募者と雇用契約等を締結することを決定した場合には、当該応募者に対して、契約条件を記した書面（雇用契約締結の場合は労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面をいう。）を甲の責任において交付し、甲および当該応募者との間で雇用契約等を締結するものとする。

第7条（差別的取扱いの禁止）

- 甲は、第4条第1項に定める選考の際、乙が紹介した応募者を人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であることその他属性により差別的に取り扱ってはならない。

第8条（応募者の併願）

- 甲は、乙から紹介を受けた応募者が他企業に応募する場合のあることを甲との雇用契約等の締結前にかぎり確認するものとする。

第9条（応募書類の作成責任）

- 甲は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者が作成するものであり、その内容の真实性、正確性については当該応募者が責任を負うこと、および応募書類に基づく雇用契約等の締結可否の判断は、甲の責任において行うことを確認するものとする。

第10条（本委託業務の対価）

- 甲は、乙が紹介した応募者と雇用契約等を締結し応募者が甲にて業務を開始するに至つた場合、本委託業務のコンサルティングフィーとして、当該応募者の年収換算分（月次給与の12ヶ月分、通勤費や残業手当等の変動費分を除く全ての諸手当および賞与・一時金を含む。なお、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約についても、これに準じて年収を算出するものとする。）の20%（消費税別）を乙に支払うものとする。この場合、甲および乙は、雇用契約等の締結時において、当該応募者の氏名、業務開始予定日、理論年収、コンサルティングフィーの額等必要な事項を契約締結確認書により確認するものとする。
2. 応募者が業務開始後、明らかに当該応募者の責による解雇もしくは契約解除、または当該応募者が自己都合によって退職または契約解除した場合は、乙は受領したコンサルティングフィーの一部を以下の要領で甲に返還するものとする。ただし、コンサルティングフィーのうち、未受領額がある場合には、

以下返還額と相殺するものとし、相殺後にも残高がある場合には、甲は乙に対し、当該残高を支払うものとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 業務開始日から起算して1ヶ月未満 | ：コンサルティングフィーの80%相当額 |
| 業務開始日から起算して1ヶ月以上3ヶ月未満 | ：コンサルティングフィーの50%相当額 |
| 業務開始日から起算して3ヶ月以上6ヶ月未満 | ：コンサルティングフィーの10%相当額 |
3. 前項に定める事由以外の事由に基づき、応募者が退職、解雇または契約解除されるに至つた場合には、乙は受領したコンサルティングフィーの一切を甲に返還することを要せず、未払のコンサルティングフィーがある場合は、甲は乙に対して当該未払分を全額支払わなければならない。
 4. 乙は甲に対して、応募者が甲において業務開始後速やかに本条第1項に定めるコンサルティングフィーを請求し、甲は、その請求書を受領した月の当月末日（当該末日が金融機関非営業日であつた場合は直前の営業日）までに（応募者の業務開始日が当月25日以降の際は、その翌月5日まで）、請求されたコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を、乙の指定する金融機関口座に振込送金する方法により支払うものとする。

第11条（個人情報の取扱い）

- 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」という。）を甲に対して開示・提供するものとする。ただし、応募者の病歴、併願状況などの、紹介条件に何ら関連のない個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、乙は甲に対して開示・提供しないものとする。
2. 甲は、前項に基づき乙より提供された、応募者（雇用契約等の締結に至らなかった者も含む。）の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、選考の目的の範囲で利用するものとし、本契約の有効期間中および本契約終了後も、選考に直接関与する部門の甲の役職員以外の第三者に開示または漏洩してはならない。
 3. 甲は、応募者の選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨乙に通知しなければならない。この場合、甲は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせるものとする。

第12条（紹介条件等の開示・公開）

- 甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、甲が求人票等に記載した紹介条件および一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営、提供または指定するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意するものとする。

第13条（候補者への開示・提供）

- 乙は、甲の企業情報のうち、次の各号に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができるものとする。ただし、甲が提供する情報のうち、甲が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではない。
- ① 求人票等のほか、甲から提供された情報
 - ② 乙が独自に収集した情報

第14条（業務提携先への情報開示）

- 甲は乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票等や会社案内など、甲より入手した情報を開示・提供する場合があることを認める。ただし、この場合、乙は、当該人材紹介会社に乙と同様の義務（別途甲が指定する内容の秘密保持義務を含む）を遵守させなければならず、当該人材紹介会社の義務違反により甲に損害が生じたときには当該人材紹介会社と連帯して責任を負う。

第15条（守秘義務）

- 甲および乙は、相手方から秘密である旨明示のうえ受領したまたは開示を受けた情報（以下「機密情報」という。）を、本契約の有効期間中および本契約終了後も、第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、監督官公庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではない。
2. 個人情報を除き、前項にかかわらず次の各号の一に該当するものは機密情報にあたらないものとする。
 - ① 受領時に、既に公知であつたもの
 - ② 開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - ③ 開示の時、受領者が既に保有していたもの
 - ④ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - ⑤ 機密情報を使用することなく受領者が独自に開発したもの

第16条（損害賠償）

- 甲および乙は、本契約に基づき行われる人材紹介により発生する紛争について、甲乙双方の責任と負担により解決し、万一、候補者、応募者その他の第三者に損害が発生した場合は、甲乙の誠実なる審議協議に基づき、その損害を負担案分し賠償する。

第17条（契約期間）

- 本契約の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。なお、甲または乙が本契約を期間満了時において終了する旨を通知しない限り、本契約はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。ただし、応募者の紹介後に、本契約内容の全部もしくは一部が変更され、または本契約が終了した場合であっても、当該応募者については紹介時における契約条件が適用されるものとする。

第 18 条（解除）

甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約の有効期間中においても、相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、自己又は自己の代理人もしくは媒介をするものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲または乙は、前項の確約に反して、相手方または相手方の代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは前項各号の一に該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本契約を解除することができる。
3. 甲または乙が、本契約に関連して、第三者と下請または委託契約等（以下「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者または代理もしくは媒介をする者が暴力団員等あるいは 1 項各号の一にでも該当することが判明した場合、他方当事者は、関連契約を締結した当事者に対して、関連契約を解除するなどの必要な措置をとるよう求めることができる。
4. 甲または乙が、関連契約を締結した当事者に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、その相手方当事者は本契約を解除することができる。

第 20 条（不可抗力）

天災事変、経済の景況その他やむを得ない事由により、乙が本契約に定める事項を実施できない事態が生じた場合、乙は甲に直ちに通知する。また、乙はこれにより発生した甲の損害等について一切の責任を負わないものとする。

第 21 条（協議事項）

本契約に定めのない事項および本契約の各条項に関する解釈の疑義については、法令の規定および慣習に従うほか、甲乙双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第 22 条（合意管轄）

本契約に関連して紛争が生じ、前条により協議が整わない場合、甲および乙は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めてこれを解決することとする。

第 23 条（存続条項）

本契約の終了後も、第 11 条、第 15 条、第 16 条、第 22 条及び本条は有効に存続するものとする。

本契約を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各 1 通を保有する。

年 月 日

(甲) (乙)